

令和元年第11回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年11月28日 開会

令和元年11月28日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和元年第11回教育委員会定例会

令和元年11月28日（木）
午後2時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第51号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年11月分）について
報告第52号 教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について
報告第53号 新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改定について
- 5 議案審議
議案第16号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について）に同意することについて
議案第17号 新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例施行規則の一部改正について
議案第18号 新十津川町青年会館に係る指定管理者の選定について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	富 田 豊
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和元年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎富田主幹

それでは、行事報告書をご覧いただきたいと思います。令和元年10月24日から本日11月28日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。10月26日、第36回の町民音楽祭ということで、音楽協会が36回目となる町民音楽祭をゆめりあで開催しました。

町内12団体、総勢255人の方々が日頃の練習の成果を発表し、450人の町民の皆さんが鑑賞いたしました。続きまして、11月1日から11月4日まで町民文化祭ということで、文化協会が町民文化祭を開催しております。11月1日から11月4日までは改善センターにおいて展示部門、11月3日はゆめりあにおきまして芸能部門が開催されております。

展示部門では、今年は元町職員で建築士でもある大関さんの町の施設のミニチュア作品を含む19団体4個人が出展され、437の方が鑑賞し、芸能部門は13団体146人が出演、312の方が鑑賞しました。11月6日、滝川警察署要望書提出ということで、こちらにつきましては、新十津川町、新十津川町安全安心推進協会や町長、教育長が一緒になって、町内の危険な交差点への信号設置について、滝川警察署長に要望書を提出しております。その結果、今週1週間程度の予定ですが、警察も西1線南4号ということで、小学校の横の踏切の交差点を中心に実績を調査する予定でいるそうです。11月10日、写真家の奥山淳志さんの講演ということで、図書館で町内在住でありました故井上正造さんの自給自足の生活を10年間にわたる作品の写真展を中心に、弁造さんのデッサンなどの展示を併せまして講演会があり、町内外81人の鑑賞がありました。11月12日から16日までは新十津川通学合宿をヴィラ徳富で行いまして、小学校6年生男子13人、女子14人、

合計27人が4泊5日の通学合宿に参加し、生活リズムの改善及び学習習慣の確立について自ら自分を見つめ直す機会として実施しております。最終日の11月16日は保護者も同席しまして修了式が行われ、通学合宿で学んだこと、気付いたことをそれぞれが発表しました。この事業に大学生のボランティア9人の協力がありました。このあと12月18日に振り返りの会を開催し、規則正しい生活習慣が身についたかの確認、そして、今一度気付きを促す予定となっております。この事業は、平成23年度から実施されておりました、私も久しぶりに宿泊し身近に対応しましたが、当初から見ると時間配分やそれぞれの役割など、とてもよく理解されて行動しておりました。11月17日、体育協会創立50周年を記念しましてスポーツ講演会をゆめりあで開催しております。元北海道日本ハムファイターズの森本稀哲氏が講演し、350人が楽しみました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

私から少し補足説明をさせていただきます。さきほどの11月6日に滝川警察署に要望書を提出しております信号機の設置ということで、3か所要望させていただいております。1か所は今ほど富田主幹から説明がありました西1線と南4号の、今、点滅式の信号機を交通量も多いので点滅ではなく普通の信号機にしてもらえないかという要望が1か所。それから、国道の275号線のアベ床屋さんの前から青葉のほうにバス路線、中央バスが直進しますが、そこに信号機がないので、中央バスが国道を横断して青葉に向かう際も国道の交通量が多いものですから、飯田商店のところでまっすぐ行く場所について、信号機を設置していただきたいというのが2か所目。それから、もう1か所は、橋本、みどりの交差点でいしはら氷屋さんのところに信号はあるんですけども、点滅式で、車が止まったらセンサーで信号機が変わるため、その間、国道側が長いために時間が短いので、もう少し長くしてもらえないかということです。橋本地区には目の見えな方もいらっしゃる。障害者用の押ボタンが下についている機器があるところはあるのですが、札幌などでは押ボタンで障害者用のボタンがあり、押すとその横断する時間の長い信号機があるので、それについて3か所要望させていただいております。続きまして、11月の15日に北海道教育委員会空知教育局新十津川農業高等学校施設視察訪問ということで、この件につきましては、10月21日に農業高校の校舎の老朽化ということで、長寿命化に対応する校舎でないということで、道の教育委員会に要望させていただきまして、早速、北海道教育庁の施設課長、道立学校グループ主幹、空知教育局の次長、それから空知教育局の道立学校運営支援室長の4人と地元道議の植村道議も立ち会っていただいた中で、農業高校の校舎、そして実習棟について視察、現地施設の視察に来ていただきました。教育委員会では私と後木局長が対応いたしました。道の施設課長の見解といたしましては、施設の状況については現地視察をさせていただいて十分理解をしたところでございますが、施設課として、施設面ばかりではなく、魅力ある学校づくり、農業高校づくりに向けてどのように対応していけばいいのか、いわゆる道の教育庁関係各課で総合的に検討をしていかなければならないことから、簡単に、喫緊に対応するという、着手をするということにはならないと、いずれにしても検討する時間を要するという見解でございました。私どもといたしましてはそういう状況も分かりますが、どうかスピード感を持って対応していただきたいということで要望させていただきました。

また、道の財政状況もなかなか厳しいものがあるということで、これにつきましては、先ほどの信号機の件も同じことなんですけれども、道の予算がないということで、なかなか厳しい面もあるということで信号機の設置、また、この農業高校の校舎の改築、いず

れもそのように伝えられていることを報告に代えさせていただきます。それでは、行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第51号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年11月分）について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私のほうから説明いたします。議案書の3ページをお開き願います。一覧表のとおり小学校、中学校ともに異動はございませんでした。したがって、10月と同数でございます。小学校297人、中学校162人、合わせまして459人の在籍となっております。以上のとおり報告いたします。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第51号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第51号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第51号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年11月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第52号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。内容につきましては、報告第52号別冊の資料によって説明をいたします。少し説明が長くなりますが、ご了承いただきたいと思えます。資料の1ページをお開きください。この報告の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行って、その結果に関する報告を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するというものでございます。2番目としまして、点検評価の対象ですが、新十津川町教育目標を総合的指針とし、その重点的取組を政策の目標として実施した平成30年度の施策と定めております。3の点検評価の方法ですが、新十津川町行政評価システムに基づきまして、その進捗状況を明らかにするとともに課題等を分析し、今後の方向性を示す方法を用いて行っております。4点目、点検評価の結果の構成でございますが、(1) 施策の目標から次ページに続きますが(7) 次年度への重点的取組までの7つで、平成30年度の施策ごと

に評価を行っております。2ページには、まず教育委員会の活動状況を示しております。1としまして、教育委員会の開催状況は、定例会12回、臨時会1回、報告件数53件、議案件数4件のご審議をいただきまして議決をいただいております。報告、議案の案件名につきましては、11ページ以降の別添資料1に議案名を整理して記載をしているところでございます。2番目としまして、教育委員会委員の活動状況抜粋ということで、1年間の活動状況について、定例教育委員会の報告を抜粋してまとめたものでございますので後ほどお目通しをいただきたいと思います。次に4ページからの点検評価結果について説明させていただきます。政策の目標につきましては、学校教育と社会教育の2つに分けて掲げております。まず学校教育につきましては、政策の目標を、児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習指導により「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を目指し、生きる力を育むとしております。「学校教育環境の充実」「学校給食の充実」という2つの施策について事業を展開しているところでございます。1つ目の施策、学校教育環境の充実について説明いたします。(1) 施策の目標は、家庭、地域及び学校が連携を図りながら教育環境の充実に努め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など、子ども達の「生きる力」を育むとしております。2の施策の指標及び(3)の指標の測定方法は、標準学力検査、NRTによる検査結果によるものとしまして、前年度の点数を上回る科目の割合としております。(4)の目標値及び達成値は、目標値90%に対しまして達成値は78.6%となっております。これにつきましては、目標値90%ということで少し高めの設定です。50%、5割を超えれば昨年より半分以上の学年で成績が上昇しているという見方ができるというところでございます。(5)の評価結果ですが、現状と分析では、小学3年生から中学校3年生の7学年中、国語が6学年、算数・数学で5学年が前年度を上回っているという結果でございます。町民アンケートでは、重要度、満足度ともに平均以上で、町民の関心度は高い施策となっております。問題・課題といたしましては、基礎基本的な学習内容の定着を進めるため、家庭における学習習慣の定着化やテレビ、ゲームの時間の短縮、十分な睡眠時間の確保など生活習慣の改善とともに、新学習指導要領に対応する環境を整備していくことが必要としております。(6) 施策展開の方向性としては、アとしまして、基礎的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てるため、学習支援サポート、学力向上推進講師の活用や長期休業中のやまびこを継続し、きめ細かな学習指導を行うこと。イとしまして、ICT環境の充実。ウとしまして、英語強化に向けて教職員の研修の充実。エとしまして、コミュニティ・スクールの推進。オとしまして、子ども一人ひとりの教育ニーズを把握した適切な指導と必要な支援。カとしまして、遠距離通学費助成の継続としております。(7)の次年度への重点的取組としましては、アとしまして、実施設計に基づく小学校敷地の整備、イとしまして、プログラミング教育の環境整備、ウとしまして、外国青年2名体制による外国語授業の推進、エとしまして、コミュニティ・スクールの推進、オとしまして、小中学校の接続と高校との連携、カとしまして、郷土愛を育む教育の実践、これらを掲げているところでございます。続いて、2つ目の施策、学校給食の充実です。(1) 施策の目標は、新鮮で安全・安心な町の農産物により学校給食の充実に努めると共に、学校給食を生きた教材として活用し、正しい食習慣の指導など、「食育」の推進に努めるとしてしております。(2) 施策の指標及び(3) 指標の測定方法ですが、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合、重量ベースとしております。(4) 目標値及び達成値ですが、平成30年度目標値41%に対し平成30年度達成値43.5%となっております。(5) 評価としましては、ア現状、分析として、新鮮で安全安心な生鮮野菜を食材として使用し、地産地消を積極的に推進するため、町内や雨竜

町産農産物などを取入れた学校給食の提供に努めていること。また、栄養バランス、個々に必要な摂取エネルギーを学ぶことのできるバイキング給食や郷土の食文化を活かした美味しい給食、満足の得られる給食の提供のほか、食への理解を一層深めることができるよう、各学年に応じた食育学習を行っているところでございます。また、現在給食費の未納者はいないというところでございます。問題点・課題といたしましては、地元の生産者団体や農業高校と連携し、町内産使用量、使用重量の目標値は達成しておりますが、本町の作目や年度ごとの生育状況、また収穫時期と給食提供時期の違いなどにより、メニュー構成や使用割合を増加するためには検討、工夫が必要であるというところでございます。もう少し詳しく申し上げますと、町内産キャベツ、白菜、人参、大根、これらは給食に使いたい食材ですけれども、地元の生産が少ない、ほとんど無いということではなかなか目標値、達成はしておりますけれども、最終的に50%という目標値を掲げておりますのでそこまで持つていくにはなかなか難しい部分がある、工夫が必要であるというふうに考えております。(6) 施策展開の方向性としましては、これまでと同様に引き続き地元で栽培された生鮮野菜や、地元の加工品を中心に使用した学校給食を提供し、地産地消を図っていく。イとしまして、学校給食アンケートの結果から、給食の時間は学校における楽しみな時間の一つでありますので、温かくおいしいバリエーションに富んだ学校給食を提供するとともに、食育の推進を図ることとしております。また、ウとしまして、調理員が学校を訪問し児童と交流を深める「おにぎり給食」を今後も実施するなど、食事の大切さや楽しさなどを伝えるとしております。7次年度への重点的取組としましては、引き続き食育学習の推進と地産地消及び郷土の食文化を取り入れた学校給食の提供を進めることとしております。続いて、社会教育に入ります。社会教育につきましては、政策の目標を、それぞれの年代に応じた学習機会を提供し、住民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる環境づくりに努めるとし、「社会教育活動の推進」「青少年健全育成の充実」「読書活動の促進」「文化活動の促進」「スポーツ活動の促進」という5つの施策について事業を展開しております。

まず施策名、社会教育活動の推進です。(1) 施策の目標は、住民一人ひとりが生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、年齢や学習ニーズに合った学習機会の提供に努めるとし、(2) 施策の指標および(3) 指標の測定方法は、体験学習事業、社会教育関連になりますけれども、これの参加率としております。(4) 目標値及び達成値は、平成30年度目標値は70%で達成値は84.3%となっております。(5) 評価としましては、現状と分析として、町民アンケートでは、重要度及び満足度は7割程度で安定しております。団体会員の高齢化により、活動が縮小されることが危惧されておりますけれども、子どもを対象とした体験講座については高い参加率を保っているという状況です。問題・課題点につきましては、生涯にわたって自主的に学ぶ機会の促進、各種団体の支援が必要となっているところでございます。(6) 施策展開の方向性ですが、各団体、各委員と社会教育グループとの連携により、生涯学習のきっかけづくりとしての体験事業の開催や情報提供を進め、女連協など各団体の指導や支援を行うとともに、高齢者の生きがい活動の把握と令和3年度に向けた準備を進めるものでございます。高齢者の生きがい活動につきましては、教育部門も含めてどのような形で行っていくのかがいいのかということで、新しい役場庁舎が建設されることも含めて、現在検討しているところでございます。(7) 次年度への重点取組としましては、アとしまして、130周年記念の事業、NHKのイベント等の実施でございます。イとしまして、かぜのびの防虫対策。ウとしまして、高齢者生きがい活動の把握及び準備としております。続いて、2点目の施策名、青少年健全育成の充実です。(1) 施策の目標は、学校、家庭、地域住民

等が互いに連携・協力し合い、地域における子どもの見守り体制を整えるなど、青少年の健全育成に努めるとしております。（２）施策の指標は、青少年の健全育成に対する満足度としております。（３）指標の測定方法は、住民アンケートにおける、高い、やや高い、ふつうの回答の割合としております。（４）目標値及び達成値は、平成30年度目標値77%に対し達成値77%となっております。評価としましては、現状と分析では、町民アンケートでは、重要度、満足度、これが前年度に比べやや減少しているところがございます。現在、子ども会育成者連絡協議会や青少年健全育成町民会議、少年団活動を中心とした取組としていただいております。問題点・課題としましては、子ども会新規会員の勧誘や会員の確保のために工夫をしながら実施していただいておりますが、役員の担い手不足、また、少年団活動の活発化などについて状況が厳しくなっているところがございます。６施策展開の方向性としてしましては、青少年健全育成活動や子どもの見守り活動など、学校、地域、行政が一体的に連携を図れるよう青少年健全育成町民会議の活動を中心とした各種取組の支援を進めるとともに、子ども会の運営状況の把握、子ども会への活動の支援、これらを行いながら、興味や理解を高めていくこととしております。（７）次年度への重点取組としてしましては、コミュニティ・スクールとの関連を整理しながら、青少年の健全育成に関わる団体と連携をしていくということとしております。続いて、３点目の施策名、読書活動の促進です。（１）施策の目標は、子どもの活字離れ、読書離れ、住民の図書館利用の減少が見られることから、本に親しむ環境の整備を進め、住民の読書習慣の定着に努めるとしてしております。（２）施策の指標は、住民の利用率となっております。（３）施策の測定方法は、町内の貸出冊数を人口で割りました町民１人当たりの貸出冊数としております。（４）目標値及び達成値は、平成30年度目標値の6.5冊に対し達成値は6.9冊となっております。評価としましては、現状と分析では、町民アンケートでは重要度については平均値を下回り、満足度は平均値を上回っているという状況です。多くの町民に利用してもらうために、読書に親しむための機会の提供、啓発活動を実施しているところで、町民の利用者数及び貸出冊数は減少しておりますけれども、町民１人当たりの貸出数は、目標を上回っているところがございます。この辺につきましては、人口の減少も影響しているところがございます。問題・課題点としてしましては、図書館利用が楽しめる仕組みづくりや、幼児期における読書活動機会の充実が必要であります。また、読み聞かせボランティアが不足しているところがございます。（６）施策展開の方向性としてしましては、アとして、利用者全体が楽しく快適に利用できる図書館運営に取り組む。イとして、絵本ふれあい事業を中心とし、幼児期の読書活動の充実を図る。ウとして、施設設備の良好な管理を継続する。エとして、子どもから高齢者まで幅広くPRするため、町広報紙や図書館だよりを活用する。オとして、読書通帳の有効性をPRし、図書館利用者の増加を図るとしてしております。７次年度への重点取組ですが、令和２年度から６年度までの第３期子ども読書活動計画に沿った読書の習慣付けと読書環境の充実を図ってまいるところでございます。第３期の子ども読書活動計画については、現在、策定中でございます。続いて、４点目の施策名、文化活動の促進です。（１）施策の目標は、住民が主体的に取り組む芸術・文化活動を支援すると共に、住民に感動を与える芸術・文化の鑑賞機会を充実させ、豊かな心を育むとしております。（２）施策の指標は、文化事業に対する満足度としております。（３）指標の測定方法は、町民アンケートにおける、高い、やや高い、ふつうの回答の割合としております。（４）目標値及び達成値は、平成30年度目標値77%に対して達成値76%となっております。評価としましては、現状、分析では、町民アンケートでは、重要度、満足度は前年度に比べてやや増加しているところ

ろでございます。文化祭、音楽祭への参加や鑑賞者の新規掘り起こしが必要で、鑑賞事業の来場者が固定化の傾向にあります。施策展開の方向性としては、魅力ある芸術鑑賞事業の選定、文化団体の活動状況の把握と支援の継続としております。続いて、5点目の施策名、スポーツ活動の促進です。(1) 施策の目標は、年齢や体力に応じた様々なスポーツの機会の提供と施設の充実を進めるとともに、各種事業の開催やスポーツ団体の育成に取り組み、生涯スポーツの振興に努めるとしております。(2) 施策の指標でございますが、スポーツ大会、体験等の参加率としております。(3) 指標の測定方法は、参加者を募集定員で割ったものとしております。(4) 目標値及び達成値は、平成30年度目標値 75%に対し達成値78.7%となっております。5 評価としましては、現状と分析では、町民アンケートでは、前年度と比較して重要度及び満足度は、やや減少傾向にあります。少子高齢化の影響もありまして、体育協会加盟の既存のスポーツ団体の活動は停滞傾向にございますが、スポーツクラブの活動が活発になってきております。チャレンジスポーツ、ニュースポーツなどへの参加率が高くなってきているところでございます。問題・課題点としましては、一・一運動、全町民が1日1回の運動を行うことの普及促進のために、体育協会と連携し個々のニーズに合った運動やスポーツの提供が必要であるということ、また、積極的にスポーツに取り組んでいる人と取り組んでいない人の2極化が進んでおりますので、この辺が課題となっております。(6) 施策展開の方向性としては、誰もが年齢や体力に応じて手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会を効果的に提供すること、体育協会と連携し、一・一運動を推進すること、体育施設のほとんどが、整備後20年以上を経過していることから、適正管理に努めるとともに、著しく老朽化した施設は、計画的に更新や除却に努めていくこととしております。(7) 次年度への重点的取組でございますが、一・一運動の普及促進、スポーツ少年団指導者の確保対策、スポーツ活性化支援員を活用したニュースポーツの普及促進、ピンネスタジアムの飛球安全対策、これらを上げております。以上、大変長くなりましたが報告第52号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第52号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

感想といいますか報告なんですけど、先日、町議さんとの懇談会が花月、弥生合同で行われまして、出席したのですが、車座ミーティングということで7、8人くらい1つのグループを作って、町議さんも1人2人中に入って、いろいろな話題が出てきたんですけども、その中でかぜのびの話題が出まして、そこに来た住民は花月区、弥生区の人たち6人くらいいたのですが、かぜのびって何ですかと誰も知らなかったんです。どこにあるかも知らない、何をやっているかも知らないということで、議員さんから説明があった状況でございます。町の広報など熱心に見られている方はご存じだと思うのですが、やはりこの社会教育活動というのは関心のない方にはまったく何をやっているか届いていないということで、私もショックを受けたんですけど、本当に細かく町民各層にまず知っていただく努力が必要なのかなと、そういう感想を受けて帰ってまいりました。

◎久保田教育長

意見ですね、答弁ください。

◎松倉委員

意見と申しますか、PR方法をこれからどうしたらいいのかということです。

◎後木事務局長

PRについて、住民の方に知ってもらうという部分では、かぜのびができて大分たちますので、ある程度浸透しているとは思っていたのですが、今のお話を聞きますとまだまだ知らない方もいらっしゃるということで、広報に載せてかぜのびオープンしましたというお知らせですとか、今年なども音楽事業をやっていますので、そういう機会を通じてPRはしているのですが、やはり関心ない方については、もう少し知っていただく努力も必要なのかという気がいたします。是非、行ったことがない、見たことがないという方について、新十津川町の方はせめて一度は見ていただけるように努力していきたいと考えております。もちろん指定管理制度をやっていますので、指定管理者側のかぜのびの努力と言いますか、そちらについても一緒に勉強しながらやっていきたいと考えております。以上です。

◎松倉委員

分かりました。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい。

◎久保田教育長

そのほか、質疑ございませんか。

◎近藤委員

少し後のほうの評価、事業評価一覧表とか、AとかBの部分なのですが、最初の学校給食の充実のところで、上から2番目で総合評価のところDになっているところがあるのですが、これは、休廃するような評価、見直しと言いますか、見直しよりも廃止といったような評価になっているのですが、どういう理由でこのようになっているのか。

◎後木事務局長

この評価表につきましては、1つ1つの事務事業についての評価となっております。

その中でそれぞれ内容を評価しているのですが、この総合評価の判定の部分は、自動計算となっております。ですので、数字が低いものについては、そのままD評価になってしまいます。当然そのように自動計算で出てくるため、全体的に低い評価となってしまうのですが、この辺については、単純にDとなったからとすぐ休廃を検討しなければならないというのではなく、これを参考にしながら改善していくとか、改善の方向性を探っていくとかの方向で取り組んでいくものですので、評価としてDとい出てい

ますけれど、自動計算の判定のためということでご理解いただければと考えております。

◎近藤委員

学校給食の提供がDとなっているので、何故かと思ったものです。

◎久保田教育長

これは、30年度の実績で算定されております。

◎近藤委員

30年度なのですね。

◎久保田教育長

ちなみに今年度は、今のところ良い方向です。

◎後木事務局長

はい。この視点のところで、達成できていないという部分があると、評価が下がってくる形式になっておりますので、その辺が影響していると考えています。

◎近藤委員

自動選択とか、そうですね。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

質疑ではないのですが、よろしいですか。

◎久保田教育長

はい、よろしいです。近藤委員。

◎近藤委員

スポーツ活動の推進のところで、9ページになると思うのですが、1番下のところで(7)の次年度への重点的取組の中で、エの中の、ア、イ、ウ、エのところではピンネスタジアムの飛球安全対策なのですが、ピンネスタジアムに限らず、今、新十津川小学校のグラウンドの付近でも、結構な住宅数がここ1、2年で建ちまして、そのため安全対策として少し考慮してもらえたらという声がありました。少し検討していただければと思います。もう1つは、ふるさと公園のパークゴルフのコースについてですが、コースのレイアウトについてもう少し変更ですとか何か検討していただければ、もう少し利用が増えるのではという声も聞きましたので、一応それも加えてご検討できたらと思います。

◎後木事務局長

ピンネスタジアムと同様に小学校のネットもということですが、今、どの程度までボールが飛んでいっているとかの部分について十分確認させていただきながら現地も見ながら、検討させていただきたいと思います。今の状況は、そんなに高いネットではない

と思いますので、どのようなことができるのか検討させていただきたいと思います。ふるさと公園のパークゴルフコースにつきまして、現在3コースですが、他の町では4コースなり4コース以上のところもございます。魅力という部分で少し劣るのではないかという声も聞いておりますが、あの面積の中でどこまでのことができるのか、単にコースを増やす、レイアウトを変えるということだけで魅力のアップにはつながらないと思いますので、パークゴルフ協会や体育協会等々、お話させていただきながら考えてまいりたいと思っております。

◎久保田教育長

はい。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第52号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第52号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第53号新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページになります。報告第53号別冊の資料をご覧いただきたいと思います。新十津川町立学校における働き方改革推進計画は、学校における働き方改革、北海道のアクションプランに基づきまして、教職員の業務改善、時間外勤務の縮減を図るために平成30年12月に策定しております。この度、中央教育審議会の答申より文部科学省から公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン及び学校における働き方改革に関する取組の徹底についてが示されました。このことから、北海道アクションプランについて、勤務時間の上限の設定や教員の時間外勤務等の縮減に向けた新たな取組を盛り込むなどの見直しが行われたところでございます。このことから、新十津川町立学校における働き方改革推進計画につきましても、北海道アクションプランに準じた一部改正を行うということでございます。改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、資料の11ページの横長の対照表ですが、これに基づきまして説明をさせていただきます。まず3の町教委及び町立学校の役割のところですが、(1)町教委の役割のアに、町立学校に勤務する教員に係る勤務時間の上限に関する方針、これを追加し明記しております。続いて、4推進計画の目標及び期間では、取組期間の終わりを平成32年度から令和2年度ということで、これは文言の修正でございます。この文言の修正につきましては、12ページの中段の四角の中についても同様でございます。また、推進計画の目標、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにするというものを、教員の在校時間から条例等で定める勤務時間等を減じた時間を1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内というふうに改正しております。その取扱いにつきましては、下段のアからウまでに示されているところでございます。この取扱いについ

ては、説明を割愛させていただきます。続いて、12ページの下段でございますが、具体的な取組の②部活動指導にかかる負担の軽減では、町教委は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止、心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があるということで、このような文言に改正をしているところでございます。

これは教員の負担軽減の配慮を明記したということになります。続いて、13ページ、取組の③勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実ですが、まずイとしまして、追加で、町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるように、保健福祉課や警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化するというものが追加されております。関係機関との連携強化、体制の強化ということでございます。

続いて、(5)としまして、留守番電話やメールによる連絡対応等が追加されております。町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の児童に関し緊急の必要性がある場合を除き、教員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡体制等の取組を検討するというので、これについては、学校の先生方が外部からの問い合わせの対応に時間を割かれることに対する対応でございます。(5)を追加しておりますので、(6)、従前の(5)は(6)に繰り下げられております。続いて、14ページ、取組の④でございます。教育委員会による学校サポート体制の充実ということで、これにつきましては、町立学校の教員の勤務時間の上限を定めるために、8としまして、町立学校の教員の勤務時間の上限についての項目を追加しております。教員の勤務時間については、文部科学省が平成31年1月25日に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、町教委は、町立学校の教員の勤務時間の上限について定め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように、勤務時間の業務削減や勤務環境の改善整備を進める。町立学校は、教員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力しなければならないということで、上限の項目が明記されたということになっております。それぞれ対象者、勤務時間の上限、実効性の担保、留意事項、これらの項目が併せて定められておりますが、この内容については取扱いの部分でございますので、のちほどお目通しをいただきたいと思っております。以上、報告第53号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第53号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

教員の勤務時間に上限を設けることはよろしいと思いますが、ともに仕事の中身も見直し仕事が減ることにならないと、学校にいる時間だけが短くなると、先生が自宅に仕事を持ち帰るといった残業のようなことが起こった場合、実態が見えなくなると今よりもっと悪くなるという心配もある訳です。ここにも色々いろいろ書いてありますけれども、働き方改革は、総論では賛成だと思うのですが、個別のことになると、例え

ば今まで行ってきた行事を何故やめるのかとか、これぐらいだから先生にやってもらうなどといったことの1つ1つのことを、ここ16ページに書いてありますけれども、我々地域住民と保護者を含め関係者皆様にもよく理解してもらい協力していかないとなかなか難しいのではないかと思います。そういう観点で進めていただくようお願いしたいと思います。

◎後木事務局長

この度、このように働き方改革の推進計画が改正されたということは、これに基づいて今まで以上にはっきり仕事の内容、勤務時間、内容を確認しながら取り進めなさいということでございますので、この辺については、学校と当然教育委員会とどのように進めていくのか十分に話し合っていかなければならないところです。その中でまず部活の部分については、もう既に先生は週2回休みをとり部活を休むような形で取り進めておりますし、今年、校務支援システムを整備し、先生方の連携が図られながら事務的なものも軽減していくことを前提にシステムを入れておりますので、そのようなものも活用していく。また、コミュニティ・スクールで、学校がどのようなところで先生方にどんな負担があってどのような支援を望んでいるのかという部分ではコミュニティ・スクールも活用しながら、先生方、学校を応援するような形で進めていくことで、働き方改革を進めていくということになると思います。1つ1つ事務的にと言いますか時間的なものについて、守っていかなければならないことであり、今までやってきたことをどのように整理しながら今後続けていくのか、その辺については学校だけでなく保護者等の理解も得ながら進めていかなければならないことですので、働き方改革を進めるためにいろいろな連携、協力、理解をいただきながら、学校、先生方の負担を減らしていきながら進めていくということになっていくと思います。

◎久保田教育長

例えば、過年に小学校は春に家庭訪問を各ご家庭へ回っていたのですが、新十津川町は広いですし、各家庭を確認して先生方が放課後に回るのは、やはり勤務時間等を考えて大変だということで、今は保護者に学校に来ていただいて家庭訪問をして、小学校については、それは一例ですけれど。そのようなことで今行っている業務を更に効率的に改善できることがあれば取り組んだり、創意工夫し、いろいろと進めていかなければならないですし、今、松倉委員、局長が言われましたように、保護者や地域の理解を得ながら取り組んでいくことが大切ではないかと思っております。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第53号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第53号新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第16号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案の9ページをお開きください。まず提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるということとさせていただきます。提出する条例の一部改正の議案については、10ページの議案第16号別紙のとおりとなっております。この議案についても下段の提案理由を申し上げます。遠距離の高等学校等へ通う生徒の保護者の負担軽減を引続き図るため、この条例の一部改正について議決を求めるといふことで、改正の内容については11ページの新旧対照表も併せてご覧ください。附則第2項中、令和2年3月31日を令和5年3月31日に改めて、この条例の期限を3年間延長するものとさせていただきます。改正の理由につきましては、議案第16号別紙で説明いたします。この資料で説明します。16号別紙をご覧ください。それでは、説明いたします。

この遠距離通学助成でございますが、平成28年度から助成を開始し、平成28年度は11件、29年度は15件、平成30年度は16件の申請がございます。別冊の2に平成30年度、平成29年度、次ページに28年度というふうに表が出ております。この遠隔地の高等学校の入学者について一定の申請件数があるということとさせていただきます。この資料にはございませんが、3年間で遠距離の高校、概ね岩見沢より遠方の高校に入学した生徒が31人おりました。そのうち10人が助成を受けておりますので、率としましては約3割の生徒が助成を受けている内容となっております。この高等学校等遠距離通学助成金でございますが、平成28年度から30年度まで助成した世帯にアンケート調査を実施いたしました。別冊の2ページ目になります。対象世帯24世帯ございまして、そのうち回答が18世帯、回収率は75%でございます。設問としましては5問、現在、通学している学校は、助成制度がなくても進学していかたと、進学していたと答えた世帯が15件、分からないと答えた世帯が3件ということ、ほぼ助成制度がなくても進学はしていたのですが、少し迷われた方もいる、分からないと答えられた方もいらっしゃいます。2問目としましては、もし、助成制度がなかった場合、学校へはどのように通学しましたかと、これにつきましては、全ての世帯で公共交通機関等による通学ということとさせていただきます。続いて、問の3でございます。遠距離通学助成制度は、家計の負担軽減になっていると思えますかということ、全ての世帯でなっているということとさせていただきます。4問目、自宅から通学することで、町の子育て支援、医療費の無償化などを活用できますが、活用する機会がありましたかということ、これにつきましては、活用する機会があったが16件、なかったが1件、分からないが1件となっております。ほとんどの世帯でまあ医療費無料等の子育て支援を活用していただいているということだと思います。5問目としましては、この助成制度は、継続した方が良くと思えますか、思うが17件、分からないが1件という結果でございます。これらのアンケート結果の内容も含めまして、助成期間の延長ということとその理由としております。先ほど申しましたように一定の申請件

数があるということ、あと3年間で3分の1の助成を受けていると、その中で、教育委員会としてこの助成金のメリット等についての考えでございます。高等学校等遠距離通学費助成金は、総合戦略の人口減少の緩和施策として、本町で暮らしながら希望する高等学校等の進路の選択肢を広げ、子どもの教育に係る経済的な負担の軽減を図ることを目的としていると。高等学校等遠距離通学助成のメリットや事業効果は、次のとおりであるということでアからオまでの項目としております。アとしまして、専門的な学校や部活動の取組みなど、進学する高等学校等について生徒がより広い視野で希望する学校を選択できる。イとしまして、助成により、高額な通学経費の保護者負担の軽減が図られる。ウとしまして、本町に居住することで、町の子育て支援政策のメリットを受けながら通学することができる。エとしまして、札幌市等から転入した場合にも本制度の対象となることから、本町に転入後も従前の高等学校等へ通学することを選択できる。オとしまして、本町に住所があることで地方交付税の対象となり、町としても財政的メリットがあるということをもつて、事業効果というふうに捉えております。まとめとしましては、アンケートの調査結果では、保護者は、この助成制度があることをもつて進路を選択しているものではないと回答されている保護者もいらっしゃいます。また、進学先の学校の方針により下宿をする生徒以外の保護者は、自宅から学校へ進学させたいと、通学させたいと考えておまして、遠距離通学費助成により通学経費の負担軽減が図られておまして、町の子育て支援等の恩恵も受けながら、3年間は概ね自宅から通学しているという状況となっております。本助成制度、平成29年度に近隣市町の高等学校を含めた遠距離通学の範囲を拡大する改正を行っておまして、それからまだ3年目ということでございます。対象世帯の殆んど、この助成制度の継続を望んでおまして、引き続き遠距離の高等学校へ通う生徒の保護者の負担軽減を図るとともに、総合戦略の人口減少の緩和施策として助成期間を延長するものであるということで、条例の改正を行って3年間延長をしたいとすることをさせていただきます。以上、議案16号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

議案第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

対象者について29年度の2学年12人が30年度の3学年8人と4人減っているのですけれど、この方々は結局下宿をされたのか、あるいは違う要因があるのか、この辺の追跡はされています。

◎後木事務局長

担当グループ長から説明いたします。

◎西村グループ長

こちらにつきましては、助成は定期券が対象となっております。しかしながら定期券を買わない生徒がいたりします。例えば、回数券を購入しているので、今年度は定期券を買っていないので申請しませんというようなお話を聞いております。

◎松倉委員

心配したのは、結局助成していても下宿をされたらこの効果、事業効果のオの部分に

疑問符が付くのではないかと心配したんですけれども、そういった理由ではないですね。

◎西村グループ長
はい。

◎松倉委員
分かりました。

◎久保田教育長
ほかに質疑はございませんか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長
それでは、これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長
異議なしと認めます。したがって、議案第16号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第17号新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長
それでは、議案の13ページをご覧ください。提案理由を申し上げます。引き続き遠距離の高等学校等へ通う生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。14ページに新旧対照表もございますので、併せてご覧ください。改正につきましては、先ほどの議案第16号で条例の改正をいたしましたので、その施行規則につきましても同様に附則の第2項中令和2年3月31日を令和5年3月31日に改め、3年間改正するというものでございます。なお、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上、議案17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長
議案第17号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長
それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第17号新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第18号新十津川町青年会館に係る指定管理者の選定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案の15ページをご覧ください。提案理由を申し上げます。新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、新十津川町青年会館の管理運営業務を指定管理者に行わせるため、指定管理者を選定するというございます。1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称でございしますが、樺戸郡新十津川町字中央534番地13、新十津川町青年会館でございします。2としまして、指定管理者となる団体の住所及び名称でございしますが、新十津川町字中央534番地13、新十津川町青年協議会、会長、新井康平でございします。3 指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。16ページには参考ということで、新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の抜粋を掲載しております。第3条では、指定管理者の指定は、町長等ということで、この等には教育委員会も入っておりますが、申請した団体から最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として議会に提出しまして、議会の議決を経て指定管理者を指定するという内容となっております。指定管理者の候補者の選定までの経過を説明したいと思ひます。

令和2年3月31日に青年会館の指定管理が切れるということで、令和元年8月19日から指定管理者の募集を開始いたしました。受付期間については、8月19日から9月24日までとしまして、これに対しまして応募者に対しましては1件、今ほど申し上げました新十津川町青年協議会から応募があったところございします。その後、11月1日と15日の2回、指定管理者選定委員会を開催しております。この指定管理者選定委員会は町長、教育長及び町の管理職の10名の委員で構成されております。審議の結果でございしますが、17ページにございしますとおり、11月18日に指定管理者選定委員会の委員長から新十津川町青年協議会を指定管理の候補者とする可とするという結果の通知がございしました。新十津川町青年協議会につきましては、青年会館が活動の拠点でありまして、これまでも指定管理者として良好で適正な管理を15年間行ってきたという実績がございしますので、12月の町議会へこの案件を付議するために教育委員会の議決を今回お願いするものでございします。以上、議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第18号の説明が終わりました。質疑はございせんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第18号を採決いたします。本案、新十津川町青年会館の指定管理者につきましては、新十津川町青年協議会、会長、新井康平に選定することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第18号新十津川町青年会館に係る指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎後木事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和元年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時00分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 荒 山 直 人